

2 自然共生都市づくり

1 目標



【目指す都市の姿】

豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち

【定量目標】

○みどりの総量（緑被率）

みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます

○猛禽類の生息環境

生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境を維持・向上させます

○身近な生きものの認識度

身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度を現在よりも向上させます

2 令和5年度の進捗状況

○みどりの総量（緑被率）

直近の実績である令和元年における市域全域における緑被率は、78.4%となっており、平成26年度に比べて0.9ポイント減少しました。内訳では、開発事業等の郊外部における土地利用の影響により樹林地や農耕地が減少していますが、都市公園の整備や民有地緑化の推進等によりみどりの創出に努めてきました。また、震災で消失した海岸林については、市民協働での植樹や育樹の取り組みにより、樹林地の増加が確認されています。

今後とも、環境影響評価制度をはじめ、関係法令を適正に適用し、自然環境の保全に努めるとともに、防災や生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、みどりが持つ多様な機能に着目しながら、その質も高めていきます。

表2-201 緑被率

	緑被率	内 訳			
		樹林地	草 地	農耕地	水 面
平成26年度	79.3%	65.3%	3.8%	8.9%	1.3%
令和元年度	78.4%	64.9%	3.8%	8.5%	1.2%
増減率	-0.9	-0.4	0	-0.4	-0.1

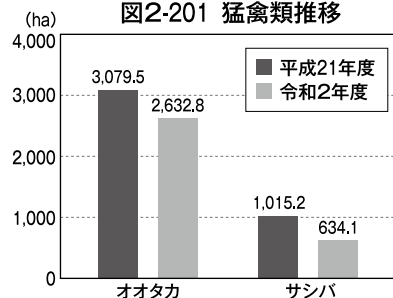
※緑被率とは、一定面積の土地の中で緑に覆われた土地面積の割合のこと。緑には樹林地や公園等の芝生、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面も含まれます。

○猛禽類の生息環境

猛禽類の生息環境について、直近の実績である令和2年度におけるオオタカ及びサシバの生息適地は、平成21年度に比べて減少が見られました。震災の津波により海岸林が消失したことや、郊外部における樹林地の伐採等の影響が要因と考えられます。

今後も、自然環境の保全や、緑化推進に向けた取り組みを推進します。

図2-201 猛禽類推移



○身近な生きものの認識度

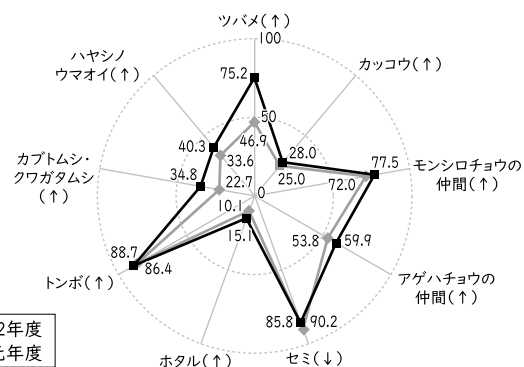
直近の実績である令和元年度の生きものの認識度調査の結果は、平成22年度（440.7%）と比較して9種合計で505.3%となり、64.6ポイント増加しました。

令和5年度は、カジカガエルなど、本市に関わりの深い生きものの啓発事業「生物多様性保全推進事業～感じ

る、つながる、杜の都の生き物語～」として、生きもの観察会や動画配信、パネル展示などを行いました。

引き続き、本市の豊かな自然や多様な生きものに対する市民の理解と関心を高める取り組みを推進します。

図2-202 認識度調査



定量目標	進捗状況
○みどりの総量（緑被率） みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます 【基準値：78.4%（令和元年度）】	次回調査 令和6年度
○猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境を維持・向上させます 【基準値：オオタカの適地 2,632.8ha、サシバの適地 634.1ha（令和2年度）】	次回調査 令和7年度予定
○身近な生きものの認識度 身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度を現在よりも向上させます 【基準値：前回調査結果（令和元年度）】	次回調査 令和6年度

3 主な施策の実施状況

(1) 自然環境の保全

ア 環境保全地域等

仙台市内には、「県立自然公園条例」による県立自然公園や「杜の都の環境をつくる条例」による保存緑地などの環境保全地域等があり、これら地域等においては、自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為について、許可や届出を要するなど、一定の規制がかけられています。

また、本市では、これら地域以外を含め、環境影響評価制度や土地利用規制等を適切に運用し、開発事業等の影響を低減することにより、自然環境の保全に努めています（環境影響評価制度については、P.72 第3章〔1〕をご覧ください。）。

図2-203 環境保全地域等の指定図



※このほかに、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく、40力所の保存緑地があります。
※特別緑地保全地区は4力所ありますが、図中には「**暮山特別緑地保全地区**」のみ表示。

イ 生物多様性の保全

市民一人ひとりが生物多様性に対する理解と関心を深め、生きものとその生息環境の保全等に向けた取り組みを推進していくため、平成29年3月に「生物多様性基本法」に基づく「仙台市生物多様性地域戦略（生物多様性の保全等に関する取り組み。令和3年度から「杜の都環境プラン」に内包。）」を策定しました。

「杜の都環境プラン」の「自然共生都市づくり」に掲げる体系的な施策に加え、市民の生きものへの関心向上等を図る重点事業「生物多様性保全推進事業」に取り組んでいます。

令和5年度は市民・NPO・企業等の様々な主体と連携しながら、カジカガエルや、震災から復興したビオトープ田んぼのメダカなど、本市に関わりの深い生きものに着目した観察会を実施しました。



▲観察会の様子

また、カジカガエルの美しい鳴き声等の高音質（ハイレゾ）音源や生息地マップ、生きものに関する動画などをインターネットで配信し、本市の豊かな自然環境を紹介しました。

令和5年度から新たに「自然共生サイト」認定制度を活用した生物多様性の保全促進に向けた取り組みを開始しました。詳しくはP.7特集ページをご覧ください。



▶ せんだい環境Webサイトたまきさん

「感じる、つながる、杜の都の生き物語」で検索

ウ 野生動物との適切な関係

本市では奥羽山脈から市街地近くの青葉山等まで連続して緑地が広がっており、市街地周辺においても多種多様な動物を見ることができます。一方で野生動物などが生活被害や農作物被害をもたらすことが問題となっています。

人と野生動物との適正な関係を保つため、市のホームページやチラシなどで、野生動物を引き寄せないための環境づくり（野生動物の習性や、野生動物の餌となる果樹や野菜・生ごみなどの適切な管理、ひそみ場所となるヤブの刈払いなど）の周知啓発や、「サル群れ情報マップ」「クマ出没情報マップ」などの公開を行っているほか、被害等の状況に応じて、仙台市鳥獣被害対策実施隊や地域住民と連携したイノシシやニホンザルなどの捕獲や防除等を行っています。特にツキノワグマについては、人身被害を未然に防止するため、出没が多い地域での啓発講座や、パネル展示、動画などによりクマに出会わないための広報の強化に努めています。また出没情報が寄せられた際には、周辺の学校や保育所・町内会等への迅速な注意喚起や、メール・市公式LINEによる出没情報の発信、専門業者による誘引物等に関する現地調査を実施するほか、クマが住宅地に留まるなど特に危険な場合には平成30年4月に宮城県から移譲を受けた緊急捕獲許可権限により対応しています。



▶ 「仙台市野生鳥獣対策」「クマ出没情報マップ」「サル群れ情報マップ」で検索

（2）水環境の保全

本市は、市街地を流れる広瀬川の水質と景観を次世代にも引き継げるよう、昭和49年9月に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、市民とともに都市活動と自然環境が調和した河川を目指して水質規制や下水道の普及に取り組むとともに、川に親しむための各種イベントの開催や河川清掃活動に取り組んできており、ほぼ良好な河川環境が保たれてきました。

しかし、市街地を流れる都市河川の梅田川で上流域の開発が進んだ際、河川流量の減少や、道路等の不透水面の拡大により地下に雨水が浸透しにくくなることによる都市型洪水の発生などが課題として顕在化しました。

このように都市化や社会経済活動の拡大化は、自然そのものや自然の持つ機能を損ない、河川流量の不安定化等の問題を生みだしています。

平成11年3月、水環境を巡る様々な問題に総合的に対処していくために、「仙台市水環境プラン」を策定しました。このプランは平成23年度より「杜の都環境プラン」に統合されましたが、一部の事業は引き続き実施されています。今後も水の循環に視点を置いたまちづくりを進めるために、行政はもちろん、市民や事業者がそれぞれの立場で努力し、協働して各種の施策を実施していくことが必要となります。

ア 広瀬川の清流を守る条例

「広瀬川の清流を守る条例」は、美しい広瀬川を市民共有の財産として保全し、次世代に引き継ぐことを目的に昭和49年に制定されました。

広瀬川の流域には、条例に基づいて「環境保全区域」と「水質保全区域」が指定されています。この区域内では、建築物の高さ、屋根や壁の色彩、木竹の伐採、工場からの排水などについて、清流の保全のための様々な許可基準を定め、規制や指導を行っています。

なお、環境保全区域は、宮沢橋（太白区根岸）から上流の柿崎橋（青葉区上愛子）までとし、自然性の度合いと土地利用の形態によって、特別環境保全区域、第1種環境保全区域及び第2種環境保全区域の3つの区分を行い、それぞれの区域に応じた規制を行っています。

令和5年度は、環境保全区域内における建築物の新築の行為等の許可が38件ありました。

また、環境保全区域内の建築物設置者等に対しては、自然環境の回復と調和ある景観づくりのために緑化木の交付や緑化助成を行っています。

図2-204 環境保全区域図



イ 広瀬川創生プラン

「広瀬川創生プラン」は、市民・企業・NPO・行政など各主体の共通の行動計画として、広瀬川創生プラン策定推進協議会での検討を経て平成17年に策定されました。計画期間の満了に伴い、平成27年3月に改定を行い新たな10年間の行動計画を策定し、令和3年3月に中間見直しを行いました。

令和5年度は、8月に広瀬川の支流である新川にて、インストラクターの指導のもと小学生を対象に川の生き物探しや安全講習を行う「広瀬川自然体験学習」を開催しました。また、広瀬川の自然に親しみ、魅力を再発見する取り組みとして、10月には広瀬川沿いの見どころを徒歩で巡りながら、フォトグラファーの指導のもとスマートフォンによる写真撮影の仕方や編集の方法等の基本について学ぶ「広瀬川スマホ写真教室」を開催しました。その他、100万都市仙台的1%・1万人をキーワードとして、市民・企業・行政などで実行委員会をつくり活動を展開している「広瀬川1万人プロジェクト」の取り組みとして、4月と9月に流域一斉清掃を実施しています。

広瀬川創生に向けた基本理念

- I 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全
- II 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出
- III 市民による連携と市民と行政との協働



▲広瀬川自然体験学習



広瀬川ホームページ

▶「広瀬川ホームページ」で検索

(3) 百年の杜づくり

本市は、古くから「杜の都・仙台」と称されてきました。杜の都のゆえんであるまちのみどりは、戦災や都市化の波とともに急速に失われ、「杜の都」を代表するみどりも、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わってきています。「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に、「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取り組みです。

ア 仙台市みどりの基本計画

本市では、「都市緑地法」や「杜の都の環境をつくる条例」に規定されるみどりのまちづくりの総合的な計画として、これまで平成9年に「仙台グリーンプラン21（仙台市緑の基本計画）」、続いて平成24年に「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定し、百年の杜づくりを推進してきました。

これらの計画の満了に伴い、令和3年6月には新しい「仙台市みどりの基本計画2021-2030」を策定しました。

この計画では、基本理念を『百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～』として、これまで取り組んできた「百年の杜づくり」を継承するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用することとしています。

基本理念を実現するため、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するグリーンインフラの考え方を取り組みの姿勢に捉えながら、5つの基本方針とそれらに対応する重点プロジェクトを設定し、令和4年3月に重点プロジェクトの推進計画「百年の杜づくりプロジェクト推進計画2021-2025」を策定し、定期的な進行管理を行い、百年の杜づくりに継続的に取り組んでいます。



ホームページ ▶ 「仙台市みどりの基本計画」で検索

図2-205 「百年の杜」将来像図

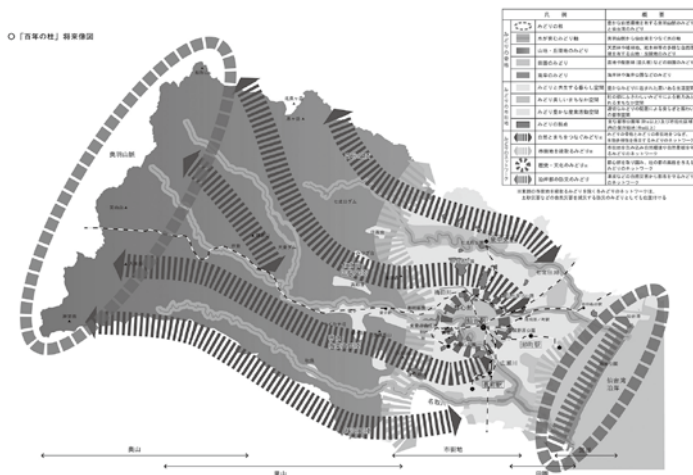
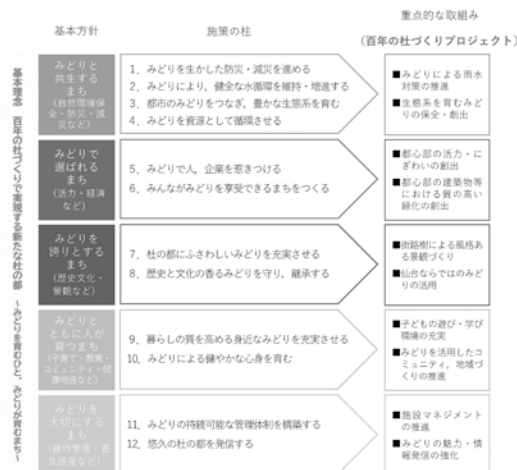


図2-206 基本方針と百年の杜づくりプロジェクト



(ア) 基本方針1：みどりと共生するまち

本市のみどりがもたらす様々な恵み（生態系サービス）を将来にわたって享受し、持続可能な社会として成長できるよう、市域に存在する多様な自然環境を守り育みます。

〈主な施策・事業〉

- 法令や条例に基づく緑地保全制度の運用
- 公園や道路における透水性舗装や雨庭等の整備
- グリーンインフラ推進助成事業
- ふるさと杜再生プロジェクト
- 郷土種による緑化の推進
- 河川改修事業（多自然川づくり） など

(イ) 基本方針2：みどりで選ばれるまち

都心の街路樹や都市公園のみどりの質の向上や量のさらなる充足を図り、都市個性により一層の磨きをかけることで、働く場所、暮らす場所、楽しむ場所等としての魅力を高めます。

〈主な施策・事業〉

- 青葉山公園整備事業
- 勾当台公園再整備事業
- 街路樹のある公共空間の活用
- 都心部の公園を活用したエリアマネジメントの推進
- 建築物等緑化ガイドラインの運用
- 市役所等の大型公共建築物でのモデルとなる緑化の実施
- 建築物等緑化認定制度の導入 など

(ウ) 基本方針3：みどりを誇りとするまち

本市の青葉山や広瀬川、社寺林や屋敷林、市民の力で守り育んできた市街地を囲むみどり、そして街路樹といった誇るべきみどりのより一層の整備や保全、活用に取り組みます。

〈主な施策・事業〉

- 緑化重点地区内の街路樹充実事業
- 街路樹の総合的な管理計画の作成・運用
- 計画的な街路樹更新の実施
- 杜の都の彫刻めぐり事業
- 杜の都の名木・古木めぐり事業
- 仙台城跡整備事業 など



▲定禅寺通のケヤキ並木

(エ) 基本方針4：みどりとともに人が育つまち

暮らしに身近な公園や住宅地などのみどりを充実させ、それらを積極的に活用します。

〈主な施策・事業〉

- 都市公園の機能再編事業
- 身近な公園整備・再整備事業
- 子どもの遊び環境の充実
- プレーパークの拡充
- 環境教育・学習推進事業
- 公園緑地等を活用したウォーキング等の健康づくりの推進
- コミュニティガーデンづくり
- みどりに関する各活動団体の支援
(緑の活動団体、公園愛護協会、河川愛護会) など

(オ) 基本方針5：みどりを大切にするまち

杜の都のみどりが、市民にとっては「誇り」、来訪者にとっては「魅力」となるよう、みどりの持続可能な管理や普及啓発、情報発信に取り組みます。

〈主な施策・事業〉

- 公園施設の長寿命化
- 民間団体主催の剪定講習会等の支援
- 全国都市緑化仙台フェアの開催
- 各種行事(ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会、新緑祭、植木市など)の開催
- 令和版わがまち緑の名所100選ガイドブックの発行
- SNSの活用等情報発信の強化 など

イ 緑化助成制度

市民や事業者、町内会や老人クラブなど地域の団体等を対象に様々な緑化助成事業を行っています。助成制度の内容は下表のとおりです。

表2-202 助成制度の内容

事業名	内容
記念樹交付事業	住宅の新築、誕生、結婚、賀寿など人生記念の苗木プレゼント
生垣づくり助成事業	生垣づくり費用(ブロック塀等を撤去する場合はその費用を含む)の助成
グリーンインフラ推進助成事業	緑化重点地区の建築敷地内で行う屋上緑化や壁面緑化等のグリーンインフラ整備費用の助成
花壇づくり助成事業	町内会など地域団体の花壇づくり費用の助成
緑化木植栽助成事業	町内会など地域団体の樹木植栽費用の助成
花苗あっせん	町内会・老人クラブ・子供会などの地域団体や会社等に季節の花苗をあっせん
花いっぱいまちづくり助成事業	商店街が設置するプランターや花壇の設置費等の助成



▲生垣づくり助成事業



▲花壇づくり助成事業

ウ 普及啓発事業

「百年の杜づくり」の市民へのPRのため、市民等が選定した緑の風景を紹介する「令和版わがまち緑の名所100選ガイドブック」を発行したほか、情報誌「せんだい百杜通信」を定期刊行しています。また、みどりに関するイベントや顕彰などを実施しています。



ホームページ

▶「みどりのイベント・お役立ち情報」で検索

令和版
「わがまち緑の名所
100選ガイドブック」▶



(4) 農地の保全と環境にやさしい農業の推進

農地は、多彩な農産物を市民に供給するだけでなく、水源の涵養など自然環境の面から国土を保全する役割も担っています。また、“農”とのふれあいを通じ環境教育や地域交流を促す緑豊かな空間として、市民生活に潤いとやすらぎを与えています。

ア 農地の保全

生産性の高い優良農地を確保するとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮のため、景観や生態系など環境に配慮した生産基盤の機能向上を推進しています。

(ア) 優良農地の保全

「農業振興地域制度」に基づき、計画的に優良農地を保全しています。また、「多面的機能支払交付金制度」の活用により、農地、水路、農道等の保全と質的向上を図る地域共同の取り組みを支援し、耕作放棄地の発生抑止を図っています。

(イ) 中山間地域の保全

「中山間地域等直接支払制度」等により、豊かな自然環境をもつ中山間地域の農地を保全し、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生抑止や多面的機能の維持を推進しています。



「中山間地域等直接支払制度」による取り組み▶
(太白区秋保町馬場横町)

イ 環境にやさしい農業の推進

有機性資源を堆肥化して有効活用し、化学肥料や農薬の削減など環境への負荷を軽減する生産方式を促進しています。また、環境にやさしい生産方式を普及拡大するため、堆肥の有効活用や農薬の適正使用など、生産技術や農法に関する情報提供を行っています。

（ア）持続可能な農業生産の促進

消費者ニーズを活かし、健康・安全志向に対応した環境にやさしい農作物の生産を進めるため、堆肥の供給が可能な畜産農家等や、緑肥作物を利用した化学肥料低減の取り組みの情報を発信しています。

ウ 地産地消の推進

「地産地消」とは、地元の農作物を地元で消費することです。地産地消に取り組むことで、身近なところで生産された新鮮な食材を入手できたり、地元農作物への需要増加による生産規模の拡大が期待できるほか、流通コストの削減による環境負荷の低減などの効果があります。本市では、地産地消についての情報を発信するなど、地産地消の取り組みを推進しています。

（ア）地産地消に関する情報発信「とれたて仙台」

仙台産農産物に興味を持ってもらい、消費をさらに拡大するため、仙台産農産物の魅力を発信する事業「とれたて仙台」を実施しています。公式ウェブサイトやInstagramを開設し、生産者インタビュー、レシピ、直売イベントや飲食店などの情報を発信しています。



▶「とれたて仙台」で
検索



◀Webサイト
「とれたて仙台」



◀Instagram
「とれたて仙台」



とれたて仙台

仙台の大地の贈り物

▲「とれたて仙台」ロゴマーク

（イ）地産地消PR事業

地元の農業と地産地消への関心を高めてもらえるよう、市民を対象とした生産現場の見学会や仙台産農作物を使った料理教室などを開催しています。

エ “農”を理解・体験する場の充実

市民や子どもたちが農業と様々な形で関わり交流することで、生産の場、レクリエーションの場、憩いの場など、多様な“農”空間に接する機会を創出し、農業についての理解増進を図ります。

果樹園の見学会▶



（ア）学童農園設置事業

児童生徒が土に親しみ、収穫等の体験を通じ、“農”への学びを得ることを目的として、学童農園の設置を支援しています（令和5年度実績 54校 61農園）。

学童農園▶



（イ）レクリエーション農園設置事業

農業体験を通じ、潤いとやすらぎを求める市民ニーズに応えるため、レクリエーション農園の設置や利用促進の広報について支援しています（令和5年度末現在39農園）。